シルバー人材センター派遣事業

(労働者派遣事業)

シルバー人材センターに登録している会員を派遣労働者とし、(公社) 長野県シルバー人材センター連合会と雇用関係を結ぶことで、これまでの「請負・委任」では出来なかった、お客様の指揮命令や従業員との混在作業など、多様な働き方が可能になりました。

臨時的・短期的(月 10 日以内)、その他の軽易な業務(週 20 時間以内)での就業になります。 労災保険加入(社会保険・雇用保険は月 10 日以内、週 20 時間以内のため適用外)

法の定めにより建設業務、警備業務、医療関係業務、港湾運送業務等への派遣はできません。

実施事業所名	公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 中野広域事務所
事務所所在地	長野県中野市三好町一丁目4番6号

平成 24 年 10 月 1 日の改正労働者派遣法の施工により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。

マージン率の計算方法(小数点以下四捨五入)

令和3年度実績(令和4年3月現在)

	日間の一及入順では日本十つ万場は
派遣労働者の数	117 人
派遣先の数	57 社
マージン率	17.8%
派遣料金の平均額	10,332円(1日8時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金の平均額	8,490円(1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	安全研修・交通安全講習・運転適性検査等
その他	労災保険加入・年次有給休暇制度